# 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①(個人事業者自身、注文者等による対策)に関する論点整理

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部



# 検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

- 1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①(個人事業者自身、注文者等による対策)
  - <検討の論点>
    - 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
    - ・個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
    - 個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
    - ・発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
    - ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方
- 2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②(事業者による対策)
  - <検討の論点>
    - 労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。
      - ※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。(物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。)
- 3 危険有害作業以外の個人事業者等対策(過重労働、メンタルヘルス、健康管理等)
  - <検討の論点>
    - 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
    - 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
    - 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

## (0) 全般

- 個人事業者等が置かれている立場、契約形態、課題などは業種によって大きく異なるため、それぞれの業界の課題に応じた対応が必要ではないか。共通化は難しいのではないか。
- 業所管官庁と連携した取組・仕組みとすることが重要ではないか。
- 契約等の取引関係の法令と連携した対応が重要だが、安全衛生は取引に委ねるだけでなく一定の 規制が必要。
- 個人事業者には、業務の場所が変わる働き方(芸能従事者、建設業、運送業など)と、自宅など 固定された働き方とがあり、災害リスクという点では、前者に注目するべきではないか。
- 協同組合のように、個人事業者を緩やかな団体として組織化し、発注者側と協議したり、個人事業者にサービスを提供したりする仕組みを考えてはどうか。

## (1)個人事業者等の災害の把握・分析

- 個人事業者等の災害を詳細に把握し、分析することが必要であり、把握方法を検討すべき。
- 個人事業者等のデータが不十分なことが検討をとめる理由にはならず、判例なども活用し、予防のための規制を検討すべき。
- 個人事業者についても、労働者と同じやり方で把握するべき。特別加入者については、特別加入 団体に死傷病報告の提出を義務付けるというやり方もあるのではないか。
- 特別加入団体に災害の把握や分析をやらせるべき。

## (2)個人事業者自身による取組等

- 個人事業者による取組が行われるよう、しっかりとした情報伝達が必要。
- ・ 個人事業者等が必要な保護具を着実に使用するよう、事業者による周知だけでなく、実行性の確保のための取組について検討すべき。
- 個人事業者にも安全衛生の知識を身に付けさせるためには、契約の際に安全関係をしっかり周知するとか、(教育の)受講を奨励することが良いのではないか。特別加入団体がある場合は、当該団体が教育することも重要。
- 個人事業者に対する安全衛生教育に強制性を持たせる、教育を受けていない者は現場に入れない 等の対応が必要。
- 健康状態が要因となる事故や災害を防ぐための対策も検討すべき。
- ・ 建設業については、まずは個人事業者自身による取組をした上で、自身では対応できない部分は どうするかという観点で考えるべき。

## (3)発注者による取組等

- 安衛法第3条の注文者の義務を建設以外にも広げ、具体化して実行性を持たせるべき。
- 運送業では配送先の作業場所で災害が発生しており、荷主からの要求を拒めない状況にあり、作業場所を管理する荷主(発注者)に対策を求める必要。
- · 発注者は、あらかじめ現場での作業内容や作業条件を明示しないまま発注し、現場に行って初め て分かる(具体的な作業を指示される)ことも多く、そのようなことがないよう発注者にきちんと した対応を求めるべき。

## (3)発注者による取組等(続き)

- 現場に行ってみないと、どのような作業があるか、どのような作業環境なのか分からないことは 多々あり、そうした場合は発注者側(または着荷主等作業現場を管理する者)にきちんと対応を求 めるべき。
- 発注者によって、どこまで下請の業務を把握しているか差があると思われ、その程度に応じてどこまでの措置を求めるのかも変わってくるのではないか。
- ・ 運送業では、①発注者、②元請・下請事業者、③着荷主、④個人事業者という大きく4つの関係 者があり、これらが役割分担しつつ、対策として有効なものを検討していく必要。
- オーストラリアのように、取引に関連する者全てに連帯責任を取らせるというやり方も参考になるのではないか。
- 建設業では、適正な工期の設定や費用負担など、実効ある発注者側の対策について検討すべき。
- 発注者側の要件が要因で災害につながる場合があり、発注者に対する規制も視野に入れるべき。運送業では、発注者側からの厳しい納期(長距離を短い期間で輸送することを求められる等)が要因で交通事故が発生する場合があり、発注者側の対策について検討すべき。
- 発注者対策については、直上の注文者だけでなく、実際に権限を持つ(コントロール可能な)より上位の注文者(発注者)に対応を求めるべき。
- ・ 混在作業のときの作業間の連絡調整について、対象業務を広げるべき。
- 発注者等による安全上の指示は、どこまでやると「指揮命令」に当たるのか明確にするべき。
- 発注者の中には、個人もいるので、個人は分けて考えるべき。
- · 建設業(戸建て等)や運送業などでは、一般消費者が発注者であることも多く、安全経費は必須 のものだということについて一般消費者に対する意識啓発も重要。

## (4) その他リスクを生み出す者等による取組等

- 災害のリスクを生み出す者に管理責任を持たせるべき。
- ・ 契約や指揮命令関係だけでなく、場のルールを設定し(例えば場内の制限速度など)、それを場内で働く全ての者に周知するなどの取組も有効ではないか。
- 建設業や製造業の特定元請のような仕組みを業種全体に拡大するべき。
- リスクを生み出す者として、プラットフォーマーの対策についても検討すべき。
- プラットフォーマーにも建設業や製造業の元請のような情報共有・連絡調整の役割を果たさせるべき。
- プラットフォーマーについては、実質的にかなりの部分をコントロールしている部分もあると思われ、一定の基準を満たせば、安全衛生法上の責務を担うべき。

## (5)個人事業者等に対する支援

- 個人事業者の安全衛生教育について、費用面も含めた支援が必要。
- 業種の違いを踏まえながら、団体に対する支援も含めて、どこにどのような支援をしていくべき か議論が必要。

※ 以下に掲げる事項は、検討会での議論を集約の上、整理したものであり、 必ずしも労働安全衛生関係法令で対応可能なものとは限らない。

<u>国や関係団体</u> に措置を求めるもの	個人事業者等に措置を求めるもの
<u>事業者や注文者等</u> に措置を求めるもの	その他

#### (0)総論

【多岐にわたる業種等への対応(共通課題、業種・業態特有の課題への対応)】

- 〇 <u>個人事業者等の課題は業種・業態によって異なる</u>ため、無理に共通化して課題を捉えるのでは なく、<u>個々の論点については、</u>
  - ①「各業種・業態に共通する課題」
  - ②「業種・業態特有の課題」

に分けて検討してはどうか。

※ ①、②を通じて、課題に対応する手法としては、法令による規制、ガイドラインの策定など、様々なものが考えられる。

#### 【業種・職種別団体等の活用等】

〇 ①安全衛生に関する事項についての発注者側との協議、②業務上の災害を防止するために必要な事項についての情報提供や教育サービスの提供、③個人事業者等による業務上の災害の把握など、個人事業者等の安全衛生向上に資する取組に業種・職種別の団体(特別加入団体を含む。以下同じ)が関与するような仕組みを構築し、国がそのような取組を必要に応じて支援することとしてはどうか。

## (1)検討の基礎となる災害の実態の深掘り

<各業種・業態に共通する課題>

#### 【業務上災害の報告】

- 〇 個人事業者が業務により休業を伴う死傷災害に遭った場合には、<u>労働者死傷病報告と同等の内容を労働基準監督署に報告させることにより、個人事業者等による災害を網羅的かつ詳細に把握する仕組みを構築</u>することとしてはどうか。
- 報告義務は、個人事業者本人に課すこととし、業種・職種別の団体が本人に代わって報告を行うことを可能とする仕組みとしてはどうか。
  - ※ 業種・職種別の団体に加入していない個人事業者が死亡した場合における報告者は要検討
  - ※ 本人以外が報告を行う場合における個人情報の取扱について整理が必要
- 事業主や企業の役員が業務上被災した場合についても同様に報告の対象とすべきか。対象とする場合、所属企業が本人に代わって報告を行うことを可能とする仕組みとしてはどうか。
- 〇 <u>注文した仕事において発生した災害</u>について、注文内容(工期や作業方法、作業に使用する現原 材料など)が災害発生に影響を及ぼしているおそれがある場合には、<u>国は注文者に必要な事項を報告させる等の措置</u>を講ずることとしてはどうか。

#### (1)検討の基礎となる災害の実態の深掘り

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【業務上災害の分析等】

- 〇 個人事業者等が自らが属する<u>業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、</u> 国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表することとしてはど うか。
- <u>業種・職種別の団体に対し、災害の把握及び災害発生状況の分析に努め、その結果及びその結果</u> を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知することを求めてはどうか。

#### <業種・業態特有の課題>

特に想定されないが、業種・業態特有の課題はないか。

### (2)個人事業者等自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【立入禁止等の措置の遵守】

〇 安衛則等に基づき、事業者から保護具の使用等について周知を受けた場合や立入禁止等の措置が 講じられている場合において、これらの措置が確実に講じられるよう、<u>個人事業者等に対しても、</u> 労働者の場合(法第26条)と同様の規定(罰則付き)を新たに設けることとしてはどうか。

#### 【労働安全衛生法】

**第二十六条** 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

#### 【機械等に係る安全の確保】

- 〇 特定の機械等に係る定期自主検査について、事業者と同様、個人事業者にも検査の実施等を義務 付けることとしてはどうか。
- 〇 <u>構造規格を具備していない機械等の使用(安衛則第27条)など</u>について、<u>事業者と同様、個人事</u> 業者等についても使用を禁止してはどうか。

#### 【労働安全衛生法】

**第四十五条** 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

#### 【労働安全衛生規則】

**第二十七条** 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が 定める規格又は安全装置を具備したものでなければ使用してはならない。

#### (2)個人事業者等自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】

- 特定の危険有害な業務について、労働者であれば、事業者の義務として措置が講じられる危険有 害業務に関する特別教育など、<u>労働災害防止上必要な安全衛生に関する講習や教育について、該当</u> する業務に従事する個人事業者等にもこれらの修了を義務付けてはどうか。
- 〇 特定の危険有害な業務について、労働者であれば事業者の義務として実施が義務付けられている 特殊健康診断について、個人事業者等にも特殊健康診断の受診を促してはどうか。
- 〇 <u>注文者に対し、個人事業者等に対する教育・健診等に関する情報提供や受講・受診機会提供について配慮を求めることとしてはどうか</u>。

#### 【労働安全衛生法】

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県 労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるとこ ろにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事 項を行わせなければならない。

#### 第五十九条

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

#### 第六十六条

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目に ついての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているも のについても、同様とする。

#### (2)個人事業者等自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方

#### <業種・業態特有の課題>

#### 【建設業、造船業及び製造業における混在作業現場における連絡調整】

〇 法第30条(建設業、造船業)及び第30条の2(製造業)に基づく混在作業による労働災害を防止するための<u>統括管理の対象には「個人事業者等自身」も含むことを明確化し、「個人事業者等自</u>身」も法第32条に規定する請負人が講ずべき措置を実施する必要がある旨を明確化してはどうか。

#### 【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】

〇 <u>個人事業者等が作業を行う場を統括する者(建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など)に対し、入場時に個人事業者等の安全衛生教育や健康診断の実施状況を確認する等の取組を促してはどうか</u>(当該者が協力会社などにその確認を委任することも可能とするなど、運用面については配慮)。

#### 【労働安全衛生法】

- **第三十条** 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
  - 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
  - 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
  - 三 作業場所を巡視すること。
  - 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
  - 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあっては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

## (3)個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【注文者の責務の範囲の明確化】

- 〇 <u>法第3条第3項の規定</u>は、建設工事の注文者に限定されたような規定となっていることから、<u>建</u> 設工事以外の注文者も広く含まれる趣旨を明確にすべきではないか。
- 〇 <u>無理な工期・納期の設定(変更含む。)や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は法第</u> 3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨を明確にすべきではないか。

#### 【労働安全衛生法】

#### 第三条 (略)

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある 条件を附さないように配慮しなければならない。

#### 【注文者が仕事に及ぼす影響に応じた措置内容の明確化】

- <u>注文者が仕事を注文する際</u>には、
  - ①作業場所を指定する場合
  - ②<u>作業方法を指定</u>する場合
  - ③<u>作業に使用する機械・設備を指定</u>する場合
  - ④作業に使用する原材料等を指定する場合

があるなど、<u>作業上の安全衛生への注文者の影響力は一律ではない</u>ため、<u>注文者の関与の状況を踏</u>まえ、具体的措置内容を明確化すべきではないか。

## (3)個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者に<u>よる措置のあり方</u>

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【業務上災害の報告】

○ <u>注文した仕事において発生した災害</u>について、注文内容(工期や作業方法、作業に使用する現原材料など)が災害発生に影響を及 ぼしているおそれがある場合には、国は注文者に必要な事項を報告させる等の措置を講ずることとしてはどうか。【再掲】

#### 【措置を講ずべき者の明確化】

〇 <u>発注者、注文者対策</u>を考える場合、保護対象となる者の<u>直近上位の注文者だけでなく、災害リス</u> <u>クをコントロールすることができる権限を有する者を明確にし、当該者に対して措置を求めること</u> <u>としてはどうか</u>。

#### 【注文者が個人の場合における措置】

- <u>発注者の中には、個人や一般消費者である場合も多い</u>ため、仕事を注文する場合には、<u>自らの発注条件が受注者の安全や健康に影響を及ぼす可能性があること(厳しい条件による発注は控えるべきこと)及び安全衛生に要する経費は必須のものであることについての意識啓発</u>を図ることとしてはどうか。
- <u>【注文者が仕事に及ぼす影響に応じた措置内容の明確化】に掲げる事項を整理すれば、結果として安全衛生対策のノウハウのない個人に実施不能な措置を求めることにはならない</u>ため、問題は生じないのではないか。

#### (3)個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【注文者等による安全上の指示】

〇 <u>法第29条</u>に基づき、元方事業者は関係請負人に対し、安全衛生上の指示等を行うことが義務付けられているが、同条に基づくもの以外の「安全上の指示」と「指揮命令」との関係を分かりやすく整理し、周知すべきではないか。

#### 【労働安全衛生法】

- **第二十九条** 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

#### <業種・業態特有の課題>

#### 【建設業、造船業及び製造業における混在作業現場における連絡調整】

○ 法第30条(建設業、造船業)及び第30条の2(製造業)に基づく混在作業による労働災害を防止するための<u>統括管理の対象には</u> 「個人事業者等自身」も含むことを明確化し、「個人事業者等自身」も法第32条に規定する請負人が講ずべき措置を実施する必要が ある旨を明確化してはどうか。【再掲】

## (3)個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方

#### <業種・業態特有の課題>

【建設業、造船業及び製造業以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

- 〇 法第30条及び第30条の2に基づき、<u>建設業、造船業及び製造業については、混在作業による労働</u> <u>災害を防止するための統括管理が義務付けられているが、これら以外の業種において混在作業が行われる場合についても何らかの措置を求めるべきか。措置を求める場合、どのような業種に対し、どのような内容の措置を求めるべきか。</u>
  - ※ 大規模な物流センターにおける複数の請負契約に基づく事業者による混在作業など
- 〇 作業場所において、<u>混在作業が行われる場合には、同一の事業の仕事に係る請負関係がない場合(※)であっても、当該場所の管理権原を有する者に対し、混在による災害を防止するために何らかの措置を求めるべきか。措置を求める場合、どのような場合にどのような内容の措置を求めるべきか。</u>
  - ※ 製造工場で働く作業者と、同工場に荷物を搬入する運送業の作業者との混在など
- 〇 <u>運送業において、着荷主の作業場で混在作業が行われる場合には、着荷主の事業者との間に請負</u> 関係がないという点にも留意した内容とすることとしてはどうか。

## (3)個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方

#### <業種・業態特有の課題>

【請負った作業ごとに作業場所が異なることへの対応】

- 〇 運送業のように、<u>発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、作業時にはじめて具体的な状況が分かるような職種</u>については、<u>①作業場所を管理する者に作業環境の確保を求める</u>、<u>②発注者が作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示する</u>などの対応を<u>関係者に求めることとしてはどうか</u>。
  - ※ 運送業では、①発注者(発荷主)、②元請、③着荷主、④運送事業者・個人事業者という関係がいるため、 検討に当たってはそれぞれの役割分担に応じたものとすべきではないか。

#### (4) 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【措置を講ずべき者の明確化】

- 〇 発注者、注文者対策を考える場合と同様、<u>災害リスクをコントロールすることができる権限を有する者(建築物等の作業場所を貸与する者、危険な機械・設備を貸与する者を含む。)を明確にし、</u> 当該者に対して措置を求めることとしてはどうか。
- 〇 この際、<u>現行の法第31条、第33条及び第34条の規定について、その範囲の拡大も含めて整理</u>する こととしてはどうか。

#### 【労働安全衛生法】

- **第三十一条** 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。))労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。
- **第三十三条** 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という。)は、 当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による 労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- **第三十四条** 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

## (4) 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

【プラットフォーマー等仕組みを提供する者による措置】

〇 デジタル・プラットフォーマーやイー・コマースプロバイダーなど、<u>作業を行う者にとって、必ずしも注文者の立場に該当はしないが、業務システムなどを提供し、実質的に作業者の安全衛生に影響を及ぼす立場にある者に対し、法第3条第3項に基づき注文者に求めているのと類似の配慮を求めることとしてはどうか</u>。

#### <業種・業態特有の課題>

【請負った作業ごとに作業場所が異なることへの対応】

- 運送業のように、<u>発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、作業時にはじめて具体的な状況が分かるような職種</u>については、<u>①作業場所を管理する者に作業環境の確保を求める</u>、<u>②発注者が作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示する</u>などの対応を関係者に求めることとしてはどうか。【再掲】
  - ※ 運送業では、①発注者(発荷主)、②元請、③着荷主、④運送事業者・個人事業者という関係がいるため、検討に当たってはそれぞれの役割分担に応じたものとすべきではないか。

#### 【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

○ 運送業において、着荷主の作業場で混在作業が行われる場合には、<u>着荷主の事業者との間に請負関係がないという点にも留意した</u> 内容とすることとしてはどうか。【再掲】

## (5)個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

#### <各業種・業態に共通する課題>

#### 【業種・職種別団体等の活用等】

○ ①安全衛生に関する事項についての発注者側との協議、②業務上の災害を防止するために必要な事項についての情報提供や教育サービスの提供、③個人事業者等による業務上の災害の把握など、個人事業者等の安全衛生向上に資する取組に業種・職種別の団体が関与するような仕組みを構築し、国がそのような取組を必要に応じて支援することとしてはどうか。【再掲】

#### 【各種情報の共有】

〇 <u>国が労働災害防止を目的として整備された各種情報・資料</u>について、個人事業者等も活用しやすいよう、必要に応じ見直しを行い、<u>個人事業者等に対して広くその活用を働きかけるべきではないか</u>。

#### 【相談窓口】

〇 業務の実施に伴う安全衛生の確保は、契約と表裏一体の側面があるため、<u>個人事業者等の労働災</u> <u>害を防止するための相談窓口</u>については、<u>労働基準監督署だけでなく、既存の個人事業者等に対する相談窓口、業所管官庁などが連携して対応するような体制整備が必要</u>ではないか。

#### <業種・業態特有の課題>

特に想定されないが、業種・業態特有の課題はないか。